

マイナンバー制度

～国民全員にマイナンバーが付番されます～

マイナンバー制度 とは

[正式呼称] 社会保障・税番号制度(マイナンバー)

ポイント1

国民全員(住民票を有する全ての方)にマイナンバー(12桁)が付番されます。※法人には法人番号(13桁)が付番

ポイント2

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

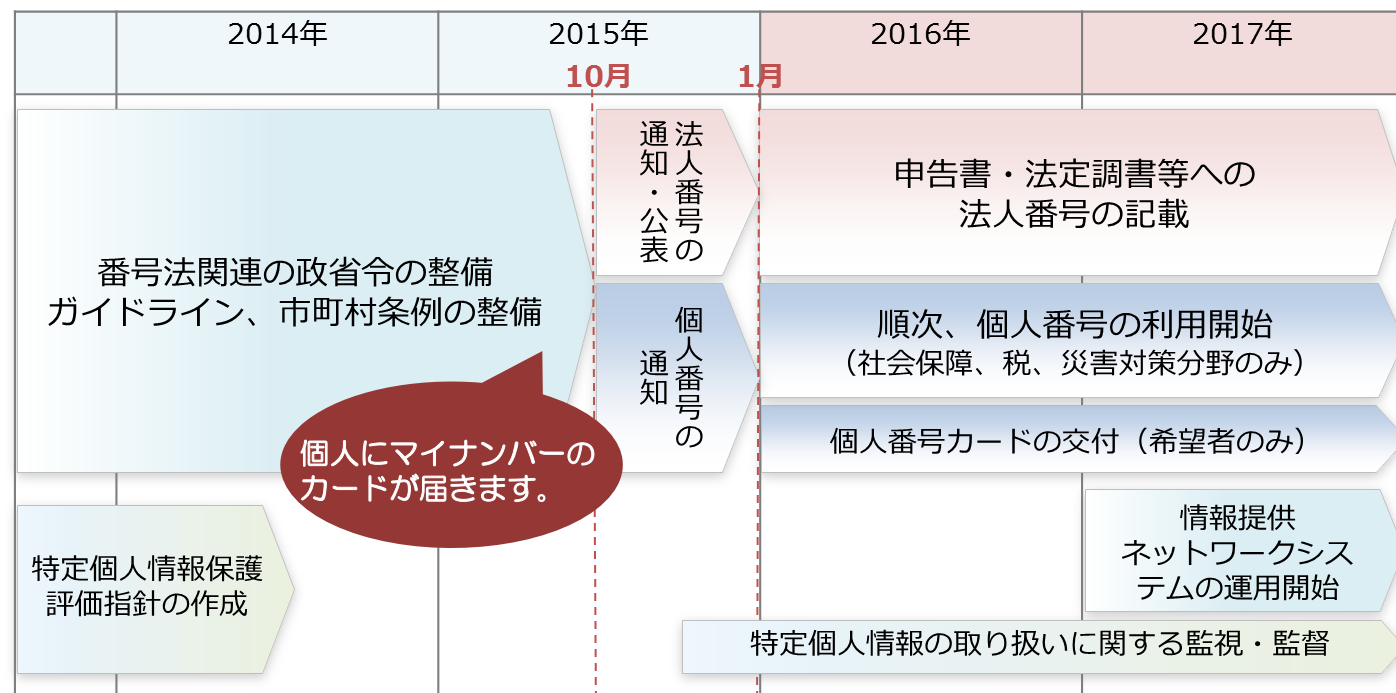
ポイント3

平成28年1月から、「社会保障」「税」「災害対策」の行政手続に使用されます。※今後は拡大する方向

ポイント4

民間事業者は、税や社会保障の手続きでマイナンバーを取扱います。

今後のスケジュール



必要な対策について

- 社内規定の見直し (基本方針、取扱規定)
- システム対応 (改修等)
- 安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御)
- 社員研修・勉強会の実施

罰則の強化

罰則の対象となる行為	罰則	条文
特定個人情報ファイル (個人番号を含む情報をリスト化したもの) を故意に漏洩した場合	4年以下の懲役 もしくは200万円以下の罰金又は併科	67条
業務に関して知りえた個人番号を漏洩又は盗用した場合	3年以下の懲役 もしくは150万円以下の罰金又は併科	68条
不正アクセス等で個人番号を取得した場合	3年以下の懲役 もしくは150万円以下の罰金	70条
特定個人情報保護委員会 (番号に関する監督組織) の業務改善命令に従わなかった場合	2年以下の懲役 もしくは50万円以下の罰金	73条
特定個人情報保護委員会の検査忌避をした場合	1年以下の懲役 もしくは50万円以下の罰金	74条
従業員が上記違反を行った法人	同じ罰金刑	77条

個人情報保護法より
罰則が強化されて
います。

特定個人情報に関する講ずべき安全管理措置の内容

A 基本方針の策定

B 取扱規定等の策定

C 組織的安全管理措置

- ・組織体制の整備
- ・取扱規定等に基づく運用
- ・取扱状況を確認する手段の整備
- ・情報漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ・取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

E 物理的安全管理措置

- ・特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- ・機器及び電子媒体等の盗難の防止
- ・電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
- ・個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

D 人的安全管理措置

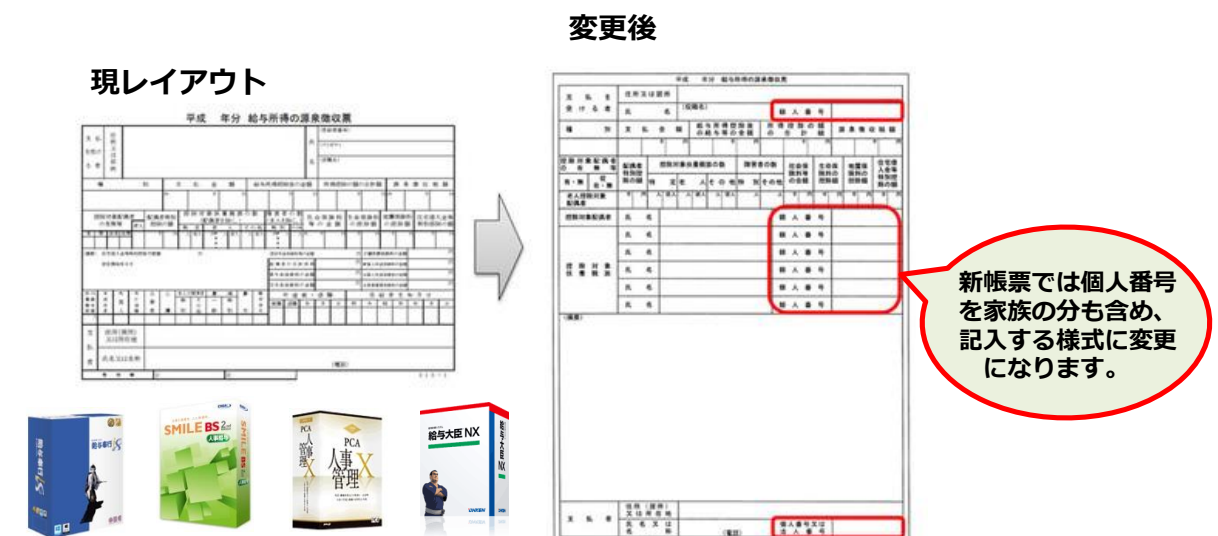
- ・事務取扱担当者の監督
- ・事務取扱担当者の教育

F 技術的安全管理措置

- ・アクセス制御
- ・アクセス者の識別と認証
- ・外部からの不正アクセス等の防止
- ・情報漏えい等の防止

- ※ 内閣官房ホームページ掲載 平成26年12月11日
・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)
・ (別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編)

税、社会保障関係書類へのシステム対応



マイナンバーや法人番号が追加された新しいレイアウトの出力には、マイナンバー制度に対応した基幹ソフトが必要です。 **人事給与計算、社会保険、申告書作成**

人的安全管理措置(取扱担当者の監督・教育)

就業規則関連ソリューション

会社を守るための武器をお持ちですか？

労務管理のエキスパートである社会保険労務士が、就業規則に潜むリスクを診断し、最新の法令に準拠した就業規則を作成します。

PCA診断パック (就業規則編)

従業員からマイナンバーを預かる時や従業員と機密保持に関することを追加するには、就業規則の変更が必要です！
就業規則の見直しをお手伝いします。